

## 自治を育む社会教育経営論

### Social education management theory to bring up self-government

金田 光正

Kaneda mitsumasa

**Key words:** 社会教育行政の経営戦略, 人口減少時代, 学ぶ権利の保障, 学びの公共空間

#### はじめに

2020年4月から新たに社会教育士の養成課程が始まる。これは文科省が、「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（2017年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習及び大学における社会教育主事養成課程の科目の「改善」を図るとしたためである。また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

この社会教育主事講習等規程の一部改正により、従来の養成課程の科目であった「社会教育計画」がなくなり、「生涯学習支援論」「社会教育経営論」が新設されることとなった。このような中で、本論考では、新設される「社会教育経営論」とはどのような科目なのか、どのような内容で考えていくべきか検討をしてみたい。

#### 1. 文科省の示している社会教育経営論の内容

上記検討会資料では、科目の目的を「多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る」とされている。その内容は、「○社会教育行政と地域活性化、社会教育行政の経営戦略、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、学習成果の評価と活用の実際、社会教育を推進する地域ネットワークの形成、社会教育施設の経営戦略等の内容を扱

うこと。○ 特に、今後の社会教育において、学校・家庭・地域の連携・協働をはじめ、福祉や労働、環境、地域振興、防犯・防災等の行政機関、NPO、大学、企業等の多様な主体と連携・協働が一層求められることから、『社会教育を推進する地域ネットワークの形成』として取り扱うこと。○ また、厳しい財政状況の中、社会教育事業の具体化を図る観点からは、『社会教育行政の経営戦略』においてクラウドファンディングなど多様な手法による資金調達等について取り扱うことが期待される。なお、教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事には、今後、社会教育計画の企画・立案、実施はもとより、評価や改善も視野に入れ、PDCAサイクルを進めることにより、マネジメントの視点に立ち、事業の不断の改善を図り、効果的・効率的な社会教育事業を展開していくことが求められること。」(1)と説明されている。

#### 2. 今後の地域社会をめぐる状況

2025年の人口推計を見ると、65歳以上人口が三分の一を占める超高齢社会となることが予想されている。厚生労働省の調査では、高齢者世帯の約7割を一人暮らし・高齢夫婦のみ世帯が占めると見込まれ、中でも高齢者の一人暮らし世帯の増加が著しく、約680万世帯（約37%）に達すると見込まれる。さらに認知症高齢者及びその予備軍の数は700万人と推定され、高齢者の約5人に1人という。

一方、総務省は、自治体戦略2040構想研究会を立ち上げ、高齢者人口がピークを迎える2040年に向けてあらたな自治体戦略を検討している。主な内容は、①

スマート自治体への転換、②公共私によるくらしの維持  
③圏域マネジメントと二層制の柔軟化、④東京圏のプラットフォームづくりが第2次報告で描かれている。この中で特に、①と②は地域社会に直結する課題である。AIを活用しなから自治体を標準化し、自治体のスリム化を図っていく方向であり、自治体サービスを公共私で再編し、公務労働を大幅に削減する（今の半数の公務員で行政を支える必要）内容となっている。まさに、従来の行政改革の究極の姿と言える。極力自治体の仕事を減らし、民間や住民に担わせていく方向となっている。

### 3. 社会教育をめぐる今日の状況

自治体では、公共施設再編が進展するなかで社会教育施設の再編が各地で進められている。また、第9次地方分権一括法では、社会教育施設を首長部局に移管して「特定社会教育機関」とすることができるという法改正が2019年6月になされた。このことにより社会教育施設の首長部局移管が加速し、憲法・教育基本法・社会教育法制で確立してきた教育機関としての社会教育の位置づけが大きく問われることになる。

一方、文科省中央教育審議会（2018年12月）は、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申した。この内容は、「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりとして」、今後、「人口減少など社会の大きな変化の中であって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されている。」と社会教育の重要性を強調している。ここで強調されている点は、地域づくりの担い手育成であり、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくりである。

このように自治体戦略や少子高齢社会予測との関連で見ると、文科省の社会教育政策も符合するところが多い。まさに地域課題解決の担い手育成であり、公共私での分担による新たな自治体経営再編への地ならしといえないか。

### 4. 人間らしく生きるための自治を育む社会教育経営論

これまで、憲法26条で「すべての国民は」「教育を受ける権利を有する」という国民の学ぶ権利の保障が掲げられ、教育基本法第7条では、国や地方公共団体は「図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない」と規定され、そのための「環境醸成」（社会教育法第3条）の責務として国・自治体

の社会教育行政が進められてきた。

また、2014年6月にさいたま市で発生した九条俳句不掲載問題の裁判で佐藤一子は、「判決では『大人の学習権』を裁判史上初めて認定し、『公民館は、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする公的な場』であると規定した。俳句掲載は『住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為』であり、『住民の思想の自由、表現の自由』が基本的人権として最大限尊重されるべきであることから、不掲載は違法であると判示したのである。」(2)と述べている。これは学習の自由をめぐる学ぶ権利を改めて確認した裁判といえる。

確かに、地域の暮らしや生活のなかには沢山の問題が広がっている。人口減少や超高齢社会、「新移民社会」、持続可能な社会、平和や共生社会など学習課題は広がっている。こうした課題のなかには、時には多様な意見の対立や論争的な課題もあり得る。そのことを踏まえながら社会教育の学びの広がりが求められている。

新たな科目である社会教育経営論は、「多様な主体と連携・協働を図り」「地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていく」としているが、これらを行政主導で進めていくのではなく、多様な主体が学びや交流を通して、自治や地域をつくるという本来の住民自治の形成をめざすことが大切にされる必要がある。地域で問題解決を図る学びと言った時に、とかくマイノリティの視点が欠けたり、そうした当事者の参加が意識されない形で取組まれているケースが多く、多様な主体や当事者が参画できる取組みが求められている。政治的な立場の違いや外国籍住民、障がい者、LGBT等、誰も排除しない地域社会の構築こそ大切にされなければならない。

社会教育の学びは、実に多様である。趣味や教養、文化・レクリエーションや健康づくりから、地域・生活の課題、現代的課題まで幅が広く、奥深い学習も展開されている。だからこそ、多様な地域の「学びの公共空間」として活用され、戦後の地域形成の拠点として住民に支えられてきた。多様な学びあいが存在したからこそ、人々が多様な価値を尊重し合い、地域の間人間関係を豊かにできた。新たな社会教育経営論は、そうした戦後社会教育の価値を継承するものとして、今後検討していく必要があるのではないか。

(1) 文科省「社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会」資料2017年8月

(2) 『月刊社会教育』2019年9月号